**小国町建築物耐震改修促進計画**

(抜粋版)

小　国　町

**小国町建築物耐震改修促進計画**

**目　　次**

[第１章 はじめに 1](#_Toc368270348)

[**第１節 住宅・建築物の耐震化の必要性** 1](#_Toc368270349)

[**第２節 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正** 2](#_Toc368270350)

[**第３節 計画の位置づけ** 4](#_Toc368270351)

[第2章　建築物の耐震化の現状と目標の設定 5](#_Toc368270352)

[**第４節 目標の設定方針** 5](#_Toc368270353)

[**第５節 小国町内建築物耐震化の現状の把握** 6](#_Toc368270354)

[**第６節 耐震化の現状** 10](#_Toc368270355)

[第４章 建築物の耐震化を促進するための基本方針 15](#_Toc368270356)

[**第１節 取組み方針** 15](#_Toc368270357)

[**第２節 重点的に耐震化を促進する地域** 15](#_Toc368270358)

[**第３節 優先的に耐震化を促進する建築物** 16](#_Toc368270359)

[**第４節　町、所有者などの役割の設定** 17](#_Toc368270360)

[第５章 耐震改修促進における主な取組み 18](#_Toc368270361)

[**第１節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み** 18](#_Toc368270362)

[**第２節 耐震化を促進するための支援制度･体制** 19](#_Toc368270363)

[**第３節 町促進計画の見直し** 19](#_Toc368270364)

[第６章 耐震改修を促進する環境整備 20](#_Toc368270365)

[第７章 建築物の耐震化に関する啓発及び知識普及の取組み 21](#_Toc368270366)

[第８章 地震時の総合的な安全対策の促進 23](#_Toc368270367)

1. はじめに

## **住宅・建築物の耐震化の必要性**

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により6,435名の尊い犠牲者と約24万棟以上の住宅・建築物の倒壊など甚大な被害をもたらしました。このうち、地震直後の地震による直接的な死者数は5,502人であり、この約9割の4,831人が建築物の倒壊などによるものでありました。この時に大きな被害を受けた建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準※1（昭和56 年6月1日施行）に適合していない住宅・建築物でした。

※1　新耐震基準：昭和53年の宮城県沖地震後、それまでの耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6

月1日に施行された現行の耐震基準を指します。

表1　阪神・淡路大震災の人的・建築物被害　　　表2　阪神・淡路大震災の被害直後の死亡者の死因

（阪神淡路大震災について・消防庁）　　　　　　　　　　　　　　（平成７年・警察白書）



図 1　建築年別被害状況

近年我が国では地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあります。東海地震、南海・東南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定されています。特に東海地震は今後30年以内に発生する確率は非常に高く88％（平成24年1月政府発表値）と予測されています。

国の中央防災会議では、今後、地震による死者数及び経済被害額を減らすためには、建築物の耐震改修に、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。今後、地震による死者数及び経済被害額を最小限に止めるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

## **「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正**

前節に示したとおり、建築物の被害の傾向をみると新耐震基準制定以前に建築された建築物に被害が多く見られ、一方、それ以降に建築された比較的新しい建築物被害の程度は軽く、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられます。こうした被害状況を踏まえ、積極的に耐震診断を行い、専門家のアドバイスを受けながら必要に応じて耐震改修を行って地震に強い建築物にすることが重要視され、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年 12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7年法律第 123号、以下「耐震改修促進法」という。）が施行されました。しかしながら、その必要性にもかかわらず、危機意識の低さや費用・技術的な問題などによって、住宅・建築物の耐震化が思うように進んでいないのが実情です。

このような経緯から、平成17年に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置づけけられました。

また、中央防災会議や地震防災推進会議（平成17年6月）の提言を踏まえ、平成18 年に「耐震改修促進法」が改正施行されました。(以下「改正法」という。)この改正により、各都道府県には「耐震改修促進計画」の策定が義務づけけられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

平成19年3月に「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）が策定されました。このなかで国の基本方針を踏まえ、住宅や多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化の目標として、耐震化率を平成27年度までに90％にすることが示されています。これに伴い、町においても、地震による建築物の倒壊被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、町内に存在する住宅、公共建築物について現状把握と耐震化の状況をまとめ、これら建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。国、県と同様に耐震化率の目標を90％にすることを掲げ、地震に対する安全性の啓発普及及び措置などの事項を定め、平成25年度から平成27年度までの3ヵ年を計画期間とした、「小国町建築物耐震改修促進計画」（以下「町促進計画」という。）を策定しました。

■耐震改修促進法改正の概要

**改正のポイント**

地震防災推進会議の提言

住宅及び特定建築物の耐震化率の目標

約75％→90％

中央防災会議「地震防災戦略」

東海・東南海・南海地震の

死者数などを10 年後半減

耐震改修促進法の制定（平成７年１０月）

○新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など大地震の頻発。

○東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの発生の切迫性。

**耐震改修促進法の改正**

**計画的な耐震化の推進**

○国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

※ 都道府県→義務づけ　　市町村→努力義務

**建築物に対する指導などの強化**

○道路を閉塞させる住宅・建築物に指導、助言を実施

○地方公共団体による指示などの対象に学校、老人ホームなどを追加

○地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

○倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

**支援措置の拡充**

○耐震改修計画の認定対象に一定の改築を伴う耐震改修工事などを追加

○耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供など

**予想される効果**

◆ 地震による死者数・経済被害が減少

○東海地震の被害の軽減　　　　　　　○東南海・南海地震の被害の軽減

（耐震化の効果）　　　　　　　　　　（耐震化の効果）

死者数 ：6,700 人→3,200人　　　　　死者数 ：6,600 人→2,900人

経済被害：11.6兆円減少　　　　　　 経済被害：18.8兆円減少

◆ 建築物の耐震化による緊急輸送道路や避難路の確保

◆ 仮設住宅やがれきの減少が図られ早期の復旧・復興に寄与

## **計画の位置づけ**

町促進計画は、改正法に基づき、県促進計画及び「小国町地域防災計画(平成24年度)」（以下「町防災計画」という。）などとの整合を図るとともに、町における住宅・建築物などの耐震診断及び耐震改修を促進するため策定するものです。

**小国町建築物耐震改修促進計画**

**（平成24年7月）**

小国町地域防災計画

（平成24年度）

熊本県建築物耐震改修促進計画

（平成19年3月）

熊本県地域防災計画

（平成23年4月）

災害対策基本法　（昭和３６年法律第２２３号）

第３４条（防災基本計画の作成及び公表)

第４０条（都道府県地域防災計画)

第４２条（市町村地域防災計画)

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）

新耐震基準（昭和５６年６月１日施行）

建築物の耐震改修の促進に関する

法律の一部を改正する法律

（改正平成１７年１１月７日法律第１２０号)

建築物の耐震診断及び耐震改修の

促進を図るための基本的な方針

（平成１８年１月２５日国土交通省告示第１８４号）

図 2　町促進計画の位置づけ

# 第2章　建築物の耐震化の現状と目標の設定

## **目標の設定方針**

国及び県において、「住宅」「特定建築物※2」について、それぞれに具体的な耐震診断及び耐震改修の目標値が設定されています。国は、減災目標として目標設定時（平成18年度）より10年間で死者数、経済被害額を半減、住宅及び特定建築物に関する耐震化率の目標値を設定しています。県も国と同様に、平成27年度までにそれぞれの建築物の耐震化率の目標値を設定しています。町においても、国の基本方針及び県促進計画を勘案し、住宅、民間特定建築物、町有特定建築物の耐震化の現況を把握し、平成27年度までの対象建築物の耐震化の目標値について耐震化率の目標を設定します。

**1）国が示す耐震化の現状**

耐震性が不十分な住宅・建築物は、住宅総数4,700万戸のうち1,150万戸（25％）、住宅以外の建築物の総数340万棟のうち120万棟（35％）、特定建築物の総数36万棟のうち9万棟（25％）と推計しています。

**2）県が示す耐震化の現状**

耐震性が不十分な住宅・建築物は、住宅総数64.4万戸のうち20.6万戸（約32％）と、全国の25％と比較しても耐震化率が低い状況です。また、耐震性が不十分な特定建築物は、総数7,561棟のうち1,531棟（20％）であり、全国の25％と比較すると耐震化率はやや高い状況となっています。

1. **国及び県の示す目標耐震化率**

国及び県の耐震化の目標の設定方針は、住宅、特定建築物共、平成27年度末までに耐震化率90％を目標として設定しています。

表3　国、県の耐震化率の目標　（平成27年度末まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上　位　機　関 | 国 | 県 |
| 住　　　　　　　　　宅 | 75%→90% | 68.0%→90% |
| 1号特定建築物※3 | 庁舎、学校、病院など多数のものが利用する一定規模以上の建築物 | 75%→90% | 80.5%→90% |
| 2号特定建築物※4 | 一定数量以上の危険物を扱う貯蔵所など | 88.4%→90% |
| 3号特定建築物※5 | 地震による円滑な避難及び震災後の救援活動を確保すべき必要のある道路沿道の一定規模以上の建築物 | 75.2%→90% |

※2「特定建築物」：改正促進法第6条に基づく建築物であり、現行の耐震基準に適合しない建築物を指します。町促進計画では、耐震性の有無に関わらず改正促進法第6条に定める規模、要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っています。

※3「1号特定建築物」：特定建築物のうち多数の者が利用するなど一定の用途で一定の規模以上の建築物を指します。（表4参照）

※4「2号特定建築物」：特定建築物のうち政令で定める数量以上の危険物（表5参照）の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を指します。

※5「3号特定建築物」：特定建築物のうち地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送道路※6の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物を指します。（表6、図3参照）

※6「緊急輸送道路」：震災時に円滑な避難及び救援活動を確保すべき必要のある道路を指し、町促進計画においては県が指定した道路を指します。（表7参照）

## **小国町内建築物耐震化の現状の把握**

小国町における建築物の耐震化について現状を把握し、町内の耐震化率を推計します。

1. **調査の方法**

町促進計画において、昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」適合建築物として、昭和57年以降に竣工した建築物を耐震性のある建築物として抽出します。町内資料を基にそれら対象建築物の戸数・棟数について把握し、耐震化率を推計します。

**耐震化率　＝（昭和57年以降竣工の対象建築物）　÷　（対象建築物総数）**

昭和56年以前竣工対象建築物でも、耐震診断で耐震性能があると判断された場合は、昭和57年以降竣工対象建築物と同様に耐震性能のある建築物として取り扱います。

1. **住宅耐震化率の算出**

住宅及び共同住宅を対象に、昭和56年以前竣工建築物と昭和57年以降竣工建築物とを抽出分類し、木造及び非木造に分類します。重点地区などの地域の特徴を得るために、地域ごと、構造ごとの分類を実施します。

1. **民間特定建築物耐震化率の算出**

民間特定建築物のうち、1～3号特定建築物について、昭和56年以前竣工建築物と昭和57年以降竣工建築物とを抽出します。

1. **町有建築物耐震化率の算出**

町が所有、管理する建築物について昭和56年以前竣工建築物と昭和57年以降竣工建築物とを抽出、支援方針に対応した分類を行います。

表4　１号特定建築物となる規模要件

|  |  |
| --- | --- |
| 用 途  | １号特定建築物の規模要件 |
| 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む） |
| 上記以外の学校 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの） | 階数を問わず1,000㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 集会場、公会堂 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 展示場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 卸売市場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| ホテル、旅館 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 事務所 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 老人ホーム、老人短期入所施設身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ500㎡以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 遊技場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 公衆浴場 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブダンスホールその他これらに類するもの | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。） | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| 郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |

表5　2号特定建築物となる危険物の貯蔵場又は処理場の用途及び数量

|  |  |
| --- | --- |
| 危険物の種類 | 数　　量 |
| 第1号 | 火薬類 | 火薬 | 10トン |
| 爆薬 | 5トン |
| 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 | 50万個 |
| 銃用雷管 | 500万個 |
| 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 | 5万個 |
| 導爆線又は導火線 | 500キロメートル |
| 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 | 2トン |
| その他火薬又は爆薬を使用した火工品 | 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量 |
| 第2号 | 石油類 | 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量 |
| 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く） |
| 第3号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類 | 30トン |
| 第4号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 | 20立方メートル |
| 第5号 | マッチ | 300マッチトン※7 |
| 第6号 | 可燃ガス（第7号、第8号に掲げるものは除く） | 2万立方メートル |
| 第7号 | 圧縮ガス | 20万立方メートル |
| 第8号 | 液化ガス | 2,000トン |
| 第9号 | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 | 20トン |
| 第10号 | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る） | 200トン |

※7　マッチトン：マッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200個、約120kg。

　表6 ３号特定建築物となる要件

|  |  |
| --- | --- |
| 用 途 | 規模要件 |
| 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が熊本県建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 全ての建築物 |



図3　３号特定建築物のイメージ

**5）緊急輸送道路の定義**

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定された緊急輸送道路は、大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定された道路です。県改修促進計画においても表7に示すとおり、国道及び県道を対象に緊急輸送道路を指定して、「熊本県緊急輸送道路ネットワーク」を作成しています。

町においても、緊急輸送道路は災害時の重要な輸送道路で、通行を確保するためにも沿道の建築物の耐震化を積極的に進める必要があります。

表7県緊急輸送道路ネットワーク概要

|  |  |
| --- | --- |
| 機能区分 | 県緊急輸送道路ネットワーク |
| 第一次緊急輸送道路 | 県内外の広域的な輸送に不可欠な高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点などとを結ぶ幹線道路 |
| 第二次緊急輸送道路 | 第一次道路とネットワークを構成し、町庁舎、警察署、消防署などの防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路 |

町では、「国道212号線」が県より第一次緊急輸送道路の指定を受けています。「国道387号線」「国道442号線」及び「主要地方道天瀬阿蘇線」が、県より第二次緊急輸送道路の指定を受けています。

## **耐震化の現状**

**1）住宅の耐震化の現状**

町内住宅の全棟数を3,178棟と推計し、うち耐震性能のある建築物は、1,179棟であると推計しました。よって耐震化率は37.1％と推計されます。これは、国、県の耐震化率である75％及び68％に比べ非常に低い水準となっています。また町の住宅のほとんどが木造であり、木造住宅の耐震化率は35.9％と推計されます。大字別の住宅の耐震化率を表12に示します。これによると木造住宅の耐震化は非常に低い水準にあり、40％以下の箇所が4地区あることが判ります。

表8　住宅耐震化率推計値　（平成23年4月現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 構　造 | 1. 昭和56年以前竣工

住宅推計数　（戸又は棟） | 1. 昭和57年以降竣工

住宅推計数（戸又は棟） | C)全数(戸又は棟) | 耐震化率（%）(B/C) |
| 木　造 | 1,923 | 1,078 | 3,001 | 35.9％ |
| 非木造 | 76 | 101 | 177 | 57.1％ |
| 合　計 | 1,999 | 1,179 | 3,178 | 37.1％ |

資料：庁内資料による



図4　住宅耐震化率

表9　大字別住宅耐震化率（平成23年4月現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大字名 | 昭和56年以前建築 | 昭和57年以降建築 | 合　計 | 全構造合計 | 木造耐震化率（％） | 非木造耐震化率（％） | 全住宅耐震化率（％） |
| 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 | 木造 | 非木造 |
| 宮　原 |  662  |  42  |  390  |  61  |  1,052  |  103  |  1,155  |  37.1  |  59.2  |  39.1  |
| 上　田 |  210  |  3  |  137  |  13  |  347  |  16  |  363  |  39.5  |  81.3  |  41.3  |
| 北　里 |  216  |  1  |  155  |  4  |  371  |  5  |  376  |  41.8  |  80.0  |  42.3  |
| 西　里 |  161  |  6  |  113  |  3  |  274  |  9  |  283  |  41.2  |  33.3  |  41.0  |
| 下　城 |  318  |  22  |  134  |  18  |  452  |  40  |  492  |  29.7  |  45.0  |  30.9  |
| 黒　渕 |  352  |  2  |  148  |  2  |  500  |  4  |  504  |  29.6  |  50.0  |  29.8  |
| 不　明 |  4  |  -  |  1  |  -  |  5  |  -  |  5  | 20.0  |  -  | 20.0  |
| 町全体  |  1,923  |  76  |  1,078  |  101  |  3,001  |  177  |  3,178  |  35.9  |  57.1  |  37.1  |

**2）民間特定建築物の耐震化の現状**

町における民間特定建築物数は、1号特定建築物が8棟と推計されています。このうち、耐震性能が無い昭和56年以前に竣工した1号特定建築物は4棟、耐震性能のある昭和57年以降に竣工した1号特定建築物は4棟と推計しています。これにより耐震性能を有する1号民間特定建築物の耐震化率は50.0％と推計できます。

表10　法第６条民間特定建築物耐震化率推計値（平成23年4月現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | A)昭和56年以前竣工の特定建築物推計数　（棟） | B)昭和57年以降竣工の特定建築物推計数　（棟） | C)全数(棟) | 耐震化率（%）(B/C) |
| 1号特定建築物 | 4 | 4 | 8 | 50.0％ |
| 2号特定建築物 | - | - | - | - |
| 3号特定建築物 | - | - | - | - |
| 合　計 | 4 | 4 | 8 | 50.0％ |

※町において2号及び3号特定建築物に該当する建築物はありません。資料：庁内資料による

**3）町有建築物の耐震化の現状**

表11　調査対象となる建築物の定義

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　容 |
| 町有建築物 | 地震時拠点施設となる建築物 | 町庁舎・防災計画で設定された避難予定場所など |
| 要支援者が利用する建築物 | 上記以外に該当する学校・福祉施設など |
| 不特定多数が利用する建築物 | 町立病院・資料館・観光資源など |
| 町営住宅 | 町が運営する住民向住宅・職員用住宅 |

町有建築物の耐震化の状況は、住宅と同様に昭和56年6月1日施行の新耐震基準により建設された町有建築物とそうでない建築物の棟数により耐震性能の有無を判断します。推計によると対象となる町有建築物は49棟あります。このうち昭和56年以前に建設されたと推計される町有建築物は22棟です。うち耐震改修や耐震診断により耐震性能があると判断された町有建築物が7棟あり、昭和57年以降に建設された町有建築物の27棟と合わせ、耐震性能があると判断される町有建築物は34棟となります。これより、本町における町有建築物の耐震化率は約69.3％と推計されます。

表 12　町有建築物耐震化率推計値（平成24年7月現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | Ａ全数(棟) | Ｂ:昭和56年以前竣工(棟) | Ｄ:昭和57年以降竣工(棟) | Ｅ:耐震性有と判断できる建築物(棟)（Ｃ＋Ｄ） | Ｆ:耐震化率(%)（Ｅ/Ａ） |
|  | Ｃ:うち耐震性有(棟) |
| 町有一般建築物 | 36 | 19 | 5 | 17 | 22 | 61.1％ |
| 町有特定建築物 | 13 | 3 | 2 | 10 | 12 | 92.3％ |
| 全町有建築物 | 49 | 22 | 7 | 27 | 34 | 69.3％ |



図6　町有建築物耐震化率

また町有建築物のうち法第6条1号に指定される町有特定建築物は13棟あります。うち昭和56年以前に建設されたと推計した町有特定建築物は3棟です。昭和57年以降に建設された町有特定建築物は10棟となります。町では既に昭和56年以前に建設された特定建築物である小国小学校及び小国中学校については、耐震改修を実施し、これら2棟は現在耐震性能を有しています。このことから、本町においては耐震性能を有する町有建築物は、昭和57年以降に建設された町有特定建築物10棟と、耐震性能のある2棟と合わせ、12棟であると言えます。ゆえに、町有特定建築物の耐震化率は約92.3％と推計されます。町有建築物のうち特定建築物は、一般建築物に比べ、耐震化率は高いということが言えます。

施設用途区分別に見ると、町庁舎や地域防災計画に避難所として記載された学校体育館などの「地震時拠点施設となる建築物」が64.3％、小中学校舎や社会福祉施設などの「要支援者が利用する建築物」は62.5％、「不特定多数が利用する建築物」が100.0％、「町営住宅」65.0％となっています。

表 13　町有建築物　用途別耐震化率推計値

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設用途 | Ａ全数(棟) | Ｂ:昭和56年以前竣工(棟) | Ｄ:昭和57年以降竣工(棟) | Ｅ:耐震性有と判断できる建築物(棟)（Ｃ＋Ｄ） | Ｆ:耐震化率(%)（Ｅ/Ａ） |
|  | Ｃ:うち耐震補強実施済(棟) |
| 地震時拠点施設となる建築物 | 町庁舎・防災計画で設定された避難予定場所など | 14 | 10 | 5 | 4 | 9 | 64.3％ |
| 要支援者が利用する建築物 | 上記以外の学校・福祉施設など | 8 | 5 | 2 | 3 | 5 | 62.5％ |
| 不特定多数が利用する建築物 | 町立病院・資料館など | 7 | - | - | 7 | 7 | 100.0％ |
| 町営住宅 | 町営住宅・改良住宅 | 20 | 7 | - | 13 | 13 | 65.0％ |
| 合　　計 | 49 | 22 | 7 | 27 | 34 | 69.3％ |



図7　町有建築物（用途別）耐震化率

※既に耐用年数を超過している町営住宅は推計の対象から除外しています。

#

1. 建築物の耐震化を促進するための基本方針

## **取組み方針**

耐震化促進への基本的な取組み方針は，以下のとおりとします。

**■取組み方針1**

地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建築物利用者の状況及び建築物の立地状況などによる甚大な被害を軽減する観点から、重点的に耐震化を促進する地域と優先的に耐震化を促進する建築物を設定し、それら当該地区及び建築物について積極的に耐震化に取組みます。

**■取組み方針2**

建築物の所有者に対する耐震診断・耐震改修についての情報提供や相談体制などの環境整備を行います。支援策については、国・県の施策と連動・連携し、建物の種類・建築物の所有者の特性や、重点的に耐震化を促進する区域や、優先的に耐震化を促進する建築物を考慮して実施していくこととします。

## **重点的に耐震化を促進する地域**

**1）昭和56年以前建設の木造住宅が大半を占め、密集する地域**

地震時の被害拡大防止のため、昭和56年以前に建設された木造住宅が大半を占める地域においては重点的に耐震化を促進する必要があります。町の住宅のほとんどが木造住宅で占めており、各地区とも密集地においては重点的に耐震化を促進します。

**2）「宮原地区避難路」沿道地域**

町においては、県指定緊急輸送道路と拠点施設などとの接続道路がありません。宮原地区における拠点施設と県指定緊急輸送道路とをつなぐ道路を「避難路」として位置づけます。これらの道路は、地震時に避難活動及び救助活動を行うために交通を確保すべき重要な道路です。これらの道路沿線の建築物については、県指定緊急輸送道路同様に、倒壊時に道路を閉塞しないよう、耐震化についての促進を積極的に図るよう検討します。

## **第３節 優先的に耐震化を促進する建築物**

町促進計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法などの耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化を促進します。

**1）木造戸建て住宅**

阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に着工された建築物を中心として、多くの木造住宅で倒壊などの被害が発生しました。耐震化の促進のためには、地震による倒壊の危険性が高い木造戸建て住宅の耐震化の向上を図ることが重要であることから、優先的に耐震化を促進します。

**2）民間特定建築物**

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定されるその他の民間建築物について耐震化を促進します。「避難路」沿いに立地する建築物などについては、優先的に耐震化を促進します。

**3）町有建築物**

　地震発生時に公共施設が被災すると、災害応急活動及び住民生活に大きく影響し、さらに避難、救護、復旧活動に支障をきたすことになります。町有建築物では、法の趣旨を踏まえ、計画的に耐震化を促進するため、耐震性が不明な建築物について早期に耐震診断を実施し、耐震化のための計画を策定し、順次耐震化を行います。地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建築物利用者の状況及び建築物の立地状況などによる甚大な被害を軽減する観点から、以下の建築物耐震化を優先的に進めます。

* + - 地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建築物

⇒　拠点施設・避難予定場所

* + - 災害時要援護者が利用する建築物　⇒　小中学校・福祉施設・保育園など
		- 不特定多数の者が使用する建築物　⇒　病院・観光施設など
1. **公民館などの町有建築物以外の避難施設**

地震時に避難所として使用される公民館などの町有建築物以外の避難施設についても、優先的に耐震化を促進する必要があります。

## **第４節　町、所有者などの役割の設定**

改正法では、計画的な耐震化を推進するため、国、県、市町村、国民それぞれの主体の努力義務が規定されています。町及び建築物所有者は、適切な役割分担のもとにそれぞれ連携しながら、住宅・建築物の耐震化の促進に取組むものとします。

**1）町の役割**

町の役割は、地域と一体となった地震防災対策の取組みや地域の自主防災組織などとの連携による住宅・建築物の所有者などに対する防災意識の普及啓発のため､主に以下の項目についてその役割を担います。

（ア）町有建築物の耐震化の促進

（イ）県と連携した住宅・建築物の耐震化の促進

（ウ）町内会活動などの活用、地域防災マップの作成など普及啓発活動の実施

（エ）相談窓口の開設

**2）****所有者などの役割**

住宅・建築物の所有者などは、地域防災対策など（防災訓練、地域による地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、地域連絡体制の構築など）を自らの問題または地域の問題として意識し、防災対策に取組むことが重要です。自らの生命や財産を守るためには、自らが耐震化に向けて行動する役割を担うことが必要です。

（ア）耐震改修による被害の軽減、生命・財産の保護

（イ）地域防災活動への積極的な参加、震災後の地域協力体制の確保

（ウ）家具転倒、窓ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などによる事故防衛

1. 耐震改修促進における主な取組み

## **耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み**

建築物の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者などが、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。県では、行政や専門家がサポートすることを基本に、普及・啓発、相談窓口の充実などの支援などを講じ、住宅の耐震化の促進を図っています。また、特定建築物の所有者は改正促進法第6条の規定により、当該建築物の耐震化に努めることとなっています。町では同様に、地震災害時の被害の大きさや人命への影響を勘案し、普及・啓発、相談窓口の充実などの支援などを講じ、特定建築物の耐震化の促進を図ります。

町は、こうした所有者などの取組みをできる限り支援する観点から、所有者などにとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことに取組みます。

**1）住宅の耐震化を促進するための支援**

住宅の耐震化に関する施策として、住民にとって最も身近な住宅の耐震化は、住民の生命や財産を保護するとともに、地域の防災機能を高めることに大きく貢献します。しかしながら、住宅は耐震性の不十分なものが多数存在します。住宅の耐震化を進めるに当たっては、まず所有者自らが、住宅の耐震性について意識を持つことが重要です。町は、既存住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅を対象に耐震化対策の支援を検討いたします。

**2）民間特定建築物の耐震化に関する施策**

特定建築物については、改正促進法第6条第1号に学校、体育館、病院、劇場、百貨店、事務所などの多数の者が利用する一定規模以上の建築物、第2号に火薬類、石油類などの危険物を一定数量以上扱う建築物、第3号に地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、円滑な避難及び救助活動を困難とするおそれのある建築物について規定されています。これらの特定建築物は、地震災害の際に生ずる人的被害や経済的被害が甚大なものとなる可能性や地震災害時の避難やその後の救援活動に障害を及ぼす可能性があります。町には１号特定建築物及び倒壊時に町が設定した避難路を閉塞するおそれのある建築物を対象に耐震化の促進のための支援策を検討いたします。

**3）町有建築物に対する耐震改修促進の取組み**

町有建築物については、耐震診断及び耐震改修を進めるための耐震化プログラムを策定いたします。検討に当たっては、公共建築物などの性格を踏まえ、実施の優先度や事業費などを勘案したものとします。

## **第２節 耐震化を促進するための支援制度･体制**

耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、次の施策について検討を行うものとします。また国の補助事業や租税特別措置について分かりやすく整理し、町における各補助事業に対しての事業量の把握も行うものとします。

* + - 安心して耐震改修が行うことができるようにするための環境整備
		- 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
		- 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
		- 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
		- 重点的に耐震化すべき地区の設定

## **第３節 町促進計画の見直し**

町促進計画は、耐震診断及び耐震改修の状況を勘案し、必要に応じ検証及び見直しを行います。また、町促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。

1. 耐震改修を促進する環境整備

耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や相談体制を整備するとともに、県や関係団体などとの連携による専門技術者の育成や技術向上に向けた取組みの促進など、建築物の所有者などが安心して耐震改修を行うことができる環境を整えます。

**1）窓口など相談体制の整備・情報提供の充実**

建物の所有者などからの地震に対する建築物の安全性や改修技術についての相談窓口を設置するとともに、（財）熊本県建築住宅センターの相談窓口を活用し、耐震関係情報の提供の充実を図ります。

**2）専門技術者の養成・専門技術者情報の公開**

木造戸建て住宅の耐震診断・改修を促進する上では、建築士や工事施工者など、建築関係の技術者の知識の習得・技術の向上が重要となります。これらの方々を対象とした講習会を実施することで、建築関係の技術者が耐震化に必要な知識・技術を習得できる場を県と協力して提供します。また、住民が安心して耐震診断・耐震改修を行えるよう、助成事業を通じて事業者の育成を行うとともに悪質な事業者の排除に努めます。

**3）耐震診断及び耐震改修の技術の向上など**

町は、耐震診断及び耐震改修に関する技術について、建築関係団体に対し速やかに情報の提供を行うとともに、県の協力を得ながら耐震技術の普及に努めます。

**4）関係団体などとの連携**

県促進計画を踏まえ、県と町の役割分担を定め、耐震改修に関する啓発及び知識の普及促進を図るために次の項目を整理するものとします。また各行政区単位による地域住民との連携・支援策について、地域の耐震化に向け地域住民が持つべき意識や行うべき行動などについて検討します。

* + - 耐震改修促進法による指導・助言、支持、公表などに関する事項
		- 地域の耐震指針などの実効性を上げる為の条例化などに関する事項
		- その他耐震改修促進に関して必要な事項
1. 建築物の耐震化に関する啓発及び知識普及の取組み

建築物の所有者などの意識向上や必要としている情報を住民に的確に提供するため、地震に対する建築物の安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及を図ります。

**1）講習会の開催などの案内及び情報提供**

県が実施する講習会の受講者名簿などを作成し、ホームページなどに掲載するなど以下の情報提供を行います。

* + - 講習会参加者、建設技術者、建築関係団体への登録状況の把握
		- 県が作成したパンフレットの配布及び広報誌の活用
		- 関係機関の情報とのリンク（ホームページなどの活用）

**2）リフォームに併せた耐震改修の促進**

住まいの家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築などのリフォームが必要になる場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で適確な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。このようなことからリフォームに併せた耐震改修の促進を耐震相談やパンフレットの配布などを通じて推進していくとともに、建築関係団体とも連携して住宅・建築物の所有者などに対して普及・啓発を検討します。

**3）自主防災組織などとの連携による普及啓発**

地震防災対策として、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的を持って、住民が自発的に結成する組織である自主防災組織の活動が非常に有効であると言われています。各行政区単位による町内会などが自主防災組織として、町と連携した活動を実施することが望ましく、町は建築関係団体と連携して、自主防災組織などに対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、パンフレットの配布、専門家や建築技術者の派遣など必要な支援を検討します。

**4）「小国町地震防災マップ」の作成と公表**

住民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに、災害における被害を最小限にくい止めることを目的に、予想される被害の区域や程度などを地図上に示す「小国町地震防災マップ」を作成します。「小国町地震防災マップ」には、「揺れやすさマップ」と「建物倒壊率マップ」を掲載しています。「揺れやすさマップ」とは、町内の地盤状況を把握し、起こりうる直下型の地震を想定した地域の揺れやすさを震度として色分けした地図で、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを評価することで、住民自らがその居住地の震度を認識できるよう表現したものです。

震度は被害と密接に関わることから、予め震度についての情報を得ることによって防災意識の高揚が図れ、自らの居住地をマップにおいて認識でき、地震時の危険性を想定することができます。

「揺れやすさマップ」で表した揺れが各地で発生した場合、建物が木造かそうでないか、また古いか新しいかの違いにより倒壊する建物数が違ってきます。国が示した計算式により、地区別に建物倒壊の割合（倒壊率）を計算し、それを地図に表したものが「建物倒壊率マップ」です。これは、揺れが大きい地域でも、新しく耐震性の有る建物が分散している地域では、建物倒壊の割合が低く、揺れが小さい地域でも、古く耐震性の無い建物が密集している地域では、建物倒壊の割合が高くなることを示しています。その他、簡易的な木造住宅の耐震診断方法、日頃の地震に対する備え、地震時の行動及び地震に対する知識などを掲載したパンフレットを作成し、耐震診断・改修の啓発を行います。住民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、啓発パンフレットの配布などの周知活動を行っていきます。

1. 地震時の総合的な安全対策の促進

ブロック塀の倒壊、窓ガラスの飛散・看板などの落下、大規模空間を持つ建築物の天井の落下、エレベーターへの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止器具の普及など、地震時の総合的な安全対策を促進します。

**1）ブロック塀の安全対策**

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞したりすることなどにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。本町では、応急的な措置方法をはじめ、ブロック塀に代わる生垣設置などの支援策を今後検討します。

既存ブロック塀については、診断チェック項目に該当する、または危険であるとの判定がでた場合は、早急に専門家と相談をして、そのブロック塀の状態に応じた補強をすることが大切です。なお、基礎がない場合または根入れが少なすぎる場合は、撤去が必要です。

**2）窓ガラスや屋外看板などの落下防止**

地震発生時の窓ガラスや屋外看板などの落下防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに、施工者に対して適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。

**3）天井材などの落下に対する落下防止対策**

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・天井の落下による被害が発生しています。建築物の所有者・管理者は、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事についての啓発活動を検討します。

**4）エレベーターの閉じ込め防止対策**

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止するなど、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっています。 町は、国の社会資本整備審議会建築分科会によるエレベーターの地震防災対策の推進についての報告書の内容を踏まえ、関係機関と協議の上､必要な対応について所有者･管理者に情報提供を行います。

**5）家具転倒防止策の推進**

地震による建物被害の軽減を図るための耐震化の促進はもちろんのこと、建物に被害がなくても、家具などの転倒や散乱で下敷きとなったり、けがをしてしまったり、避難が遅れたりといった人的被害を未然に防止することが必要です。そのためには、家具や電化製品などの転倒防止対策、それらに付属しているガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品などの配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換え）などについて知識の普及や啓発を行う必要があります。町は、屋内の確認項目などを記載したパンフレットの配布や建築関係団体によるアドバイスなどによる普及・啓発を検討します。